

建材店のユニック車が転倒し、同店作業員が死亡！ — 河川工事現場内で発生！何らかの回避策が必要？ —

- ☆ 平成20年12月24日午後3時すぎ、仙台市太白区内の河川工事現場で建材店の作業員が死亡する事故が発生しました。
 - ☆ この工事の施工者は地場建設業者ですが、労働基準監督署では調査中としながらも「当該事故は、建設業者が資材を建材店へ注文しそれを配達中の事故であるから請負関係にはなく、建設業の件数にはカウントされない」旨の見解を示しています。(労災事故には該当しますので「商業1件」となります。)
 - ☆ とはいえ、施工会社や現場にとっては、災害調査の立会い、発注者や監督署その他への説明等々事後処理に膨大な時間と労力を費やすこととなるほか、現場の作業もストップせざるを得ないこととなりますので、可能な限り、事前に回避策を講ずることが望ましいと思われれます。
以下に発生概要等を記載しますので同種災害防止の参考として下さい。
 - ★ 建材店の作業員は店の指示に基づき、一人でユニック車に商品(エラストイト46枚、総重量1,564Kg、1枚の大きさ1m×1m)を積んで現場に到着し、川沿いの道路上にトラックを停めた。
その後、現場担当者(協力会社の作業員)の指示により、川床に降ろすこととし、ユニックを用いて荷台上の荷をワイヤーで玉掛して吊上げた。
 - ★ 荷が川の上まで旋回したとき、ユニック車が傾き、被災者はトラックと道路脇のガード柵に挟まれたもの。
 - ★ 付近は荷降ろしのためのスペースがなく、川床へ降ろすこととした模様。
- ◎ 原因等
- 道路脇のガード柵と荷降し予定箇所までの距離が約2.4m、アウトリガー張出し長が35cmであること等を勘案すると、クレーンの作業半径が3.5m~4m程度はあったと推測され、定格荷重を大幅に超えたことが疑われる。
 - 被災者は、平成19年に移動式クレーン免許と玉掛技能講習を取得しているものの、重量目測の誤り又は「定格荷重」についての理解不足があった可能性が考えられる。
 - 建材店での指示内容が不明であるが、適切な指示がされていなかったことが考えられる。
 - 建設業者側の回避策として、注文時に、降し場所の説明、荷に応じた荷降し方法(小分けするなど)の助言等が考えられる。

現場付近の断面図

図はイメージ。数字は概数。

